

児童育成支援拠点事業の実施について

子ども・若者担当課

1 概要

児童育成支援拠点事業（以下「事業」という。）は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により創設され、令和6年4月の改正法施行に伴い、市町村における実施が努力義務とされた。

葛飾区子ども・若者総合計画においては、本事業の確保方策を「事業実施の検討」としているが、この度、事業実施に向けた体制が整ったことから、本区における実施内容等について報告するもの

2 事業目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習の支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

3 実施内容

国の児童育成支援拠点事業ガイドライン及び葛飾区児童育成支援拠点事業実施要領を踏まえた事業を行う非営利団体に対し、事業費を助成することにより実施する。なお、助成団体については、プロポーザル方式により選定し、決定した。

(1) 対象者

ア 食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に小・中学生及びその保護者

イ その他、事業の目的に鑑みて、区が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に小・中学生及びその保護者

(2) 支援内容

安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習の支援、食事の提供、課外活動の提供、学校・医療機関・地域団体等の関係機関との連携、保護者への情報提供・相談支援

(3) 定員

養育環境に課題を抱える児童に対して十分な支援を提供する観点から、おおむね20人とする。

(4) 実施日

助成団体の提案に基づき原則として、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日とする。

(5) 実施時間

学校の授業の休業日 10時から20時

学校の授業の休業日以外の日 14時から20時

(6) 実施団体

特定非営利活動法人 Learning for All

(7) 実施場所

助成団体が確保する葛飾区立石5丁目地内の賃貸物件

(8) 利用までの流れ

区が、養育環境等に困難を抱える児童及びその保護者に本事業を案内し、利用の同意を得た上で、助成団体と調整して、利用につなげる。また、学校や地域活動団体等の関係機関が、養育環境等に困難を抱える児童を把握した場合は、区に情報提供し、区が支援の必要性等を確認した上で、本事業の利用につなげる。

4 今後の予定

令和8年11月から、助成団体において事業の運営を開始する。

事業の実施に当たっては、子ども家庭支援課及び助成団体と連携し、本事業による支援が必要な児童等に対し、個々の状況に応じた支援を実施していく。